

◆小規模派遣元事業主への暫定的な配慮措置（許可基準より抜粋）

小規模派遣元事業主に係る財産的基礎に関する判断については以下のとおりとする。

(a) 常時雇用している派遣労働者が10人以下である中小企業事業主の財産的基礎 (当分の間の措置)

平成27年9月30日から当分の間の措置として、1つの事業所のみを有し、常時雇用している派遣労働者が10人以下である中小企業事業主に対しては、財産的基礎に関する判断基準について以下のとおりとする。

- i 資産（繰延資産及び営業権を除く。）の総額から負債の総額を控除した額（以下「基準資産額」という。）について1,000万円以上であることとする。
- ii iの基準資産額が、負債の総額の7分の1以上であること。
- iii 事業資金として自己名義の現金・預金の額が800万円以上であることとする。
- iv 事業所数については、定款及び登記事項証明書、又は企業パンフレット等により確認する。
- v 常時雇用している派遣労働者の人数については、過去1年間の月末における派遣労働者（日雇派遣労働者を含む。）の平均人数とし（常用換算数ではない。）、「労働者派遣事業許可申請の当分の間の措置に関する常時雇用する派遣労働者数の報告について」（様式第17号）により確認する。

(b) 常時雇用している派遣労働者が5人以下である中小企業事業主の財産的基礎 (3年間の暫定措置)

平成27年9月30日～平成30年9月29日の3年間の暫定措置として、1つの事業所のみを有し、常時雇用している派遣労働者が5人以下である中小企業事業主に対しては、財産的基礎に関する判断基準について以下のとおりとする。

- i 資産（繰延資産及び営業権を除く。）の総額から負債の総額を控除した額（以下「基準資産額」という。）について500万円以上であることとする。
- ii iの基準資産額が、負債の総額の7分の1以上であること。
- iii 事業資金として自己名義の現金・預金の額が400万円以上であることとする。
- iv 事業所数については、定款及び登記事項証明書、又は企業パンフレット等により確認する。
- v 常時雇用している派遣労働者の人数については、過去1年間の月末における派遣労働者（日雇派遣労働者を含む。）の平均人数とし（常用換算数ではない。）、「労働者派遣事業許可申請の3年間の暫定措置に関する常時雇用する派遣労働者数の報告について」（様式第17号）により確認する。

c 産業分類に関する判断

派遣元事業主の産業分類については、日本標準産業分類によるものであり、原則として、当該事業主において実施している主たる事業とする。この主たる事業の確認については、定款、登記事項証明書、及び参考資料として提出のあったパンフレット等によって確認するこ

と。

なお、複数の事業を実施している事業主については原則として損益計算書のセグメントごとの売上額について最大を占めるものを、当該事業主の主たる産業分類と判断すること。

d 企業規模の判断

派遣元事業主が、中小企業に該当するかについては、次の定義によって判断する。

なお、大企業は中小企業に該当しない事業主をいう。

○中小企業に該当する企業

産業分類	中小企業の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が50人以下の会社及び個人

(a) 確認方法等について

- ・産業分類に関する確認

上記cによって確認すること。

(b) 資本金に関する確認

貸借対照表によって確認すること。なお、基準資産額、負債の総額及び自己名義の現金

- ・預金の額について、公認会計士又は監査法人による監査証明を受けた中間決算又は月次決算により確認を行った場合、資本金についても、当該監査法人による監査証明を受けた中間決算又は月次決算によって確認すること。

ただし、個人の場合については会計科目として資本金がないことから常時雇用する労働者数で判断すること。

(c) 常時雇用する労働者に関する確認

労働者名簿によって許可申請日の直近の月末（直近の月末が確認できない場合は前々月の末）現在における労働者数を確認すること。

(d) 雇用保険との整合性について

雇用保険での産業分類と異なる場合、雇用保険部門にその旨連絡し、同一の行政機関が行う産業分類に関する判断に矛盾が生じないように整理を行うこと。